

# 議会改革検討委員会日程（第18回）

平成29年5月26日（金）  
午後1時 601会議室

## 1 検討課題の協議

- (1) 市民（議会）報告会の検討
- (2) 請願、陳情審査の結論のあり方
- (3) 請願、陳情の意見陳述の機会の付与

## 2 その他

## 提案内容の要旨（市民（議会）報告会の検討）

提案会派	要 旨
自民党	<p>本市議会を、市民に開かれた議会とするための手法のひとつとして、議会における議員の活動を直接市民に伝える市民報告会を検討してはどうか。</p>
民進みらい	<p>議会報告会を制度化することにより、市民に対し議会における議員の活動を直接伝える場を設けていきたいと考える。</p>

## 議会報告会の概要

### 1 議会報告会とは

「市政や議会活動について地域住民に報告するとともに、住民との意見交換を通じて政策形成に資することを目的として実施される議会の広報・広聴活動の一つの形態である。」（地方議会総合研究所研修「議会改革の実践手法と課題」より）

<議会報告会と、議員・会派による報告会との相違点>

	議会報告会	議員・会派による報告会
特 性	機関として	個人・会派として
機 能	議会からの政策サイクルの契機としての広報・広聴	個人・会派としての広報・広聴
参加者	不特定多数（特定団体との意見交換会では特定）	支持者・あるいは関心ある者
個人の見解の表明	基本的に述べない	個人・会派の見解中心
選挙時の参考	比較が可能	支持の拡充・強化
備 考	議会だより、HP等で補完	個人・会派の議会報告、HP等で補完

（江藤俊昭「議会改革の第2ステージ」より）

### 2 各自治体における実施状況（早稲田大学マニフェスト研究所「議会改革度調査2015」より）

<議会報告会の開催状況>

開催している		47%
開催していない	今後の実施が決定	3%
	開催を検討中	9%
	実施予定なし	41%

（1,410 議会のうち 668 議会）

<自治体区分別の開催率>

都道府県	34%
市	55%
区	17%
町	42%
村	24%

<年間開催数>

年1回	65%
年2回	21%
年3回	3%
年4回	5%
年5回以上	5%

※同一テーマについて複数会場で開催する場合は1回とカウント

<平均参加人数（1会場あたり）>

～10人	15%
～20人	35%
～30人	22%
～40人	9%
～50人	6%
～60人	4%
～70人	1%
71人以上	6%

### 3 議会報告会の効果と課題

#### 【効果】

- ・ 直接市民に対して議会活動の報告や意見交換を行うことにより、議会を身近に感じ、市政に関心を持ってもらうとともに、広く市民の声を聴くことができる。
- ・ 開かれた議会及び議会力の向上につながり、市民が議会に関心を持つきっかけとなる。

#### 【課題】

- ・ 徐々に参加者が減少し、固定化される傾向がある。
- ・ 議会に対する批判や、住民の利害関係に関する要望が意見の中心となり、建設的な意見交換等が行われなくなるおそれがある。
- ・ 市長が実施不可と判断した案件がテーマとして取り上げられた場合、議会としての対応が困難である。

(※議会局による他都市調査 及び 地方議会総合研究所研修「議会改革の実践手法と課題」より)

## 政令指定都市における議会報告会の状況

### 1 議会報告会の実施状況

現在実施している	3市	新潟市、堺市、北九州市
過去に実施していた	3市	名古屋市、京都市、神戸市
実施したことがない	14市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、大阪市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市、川崎市

### 2 年間開催回数

1回	3市	京都市(26年度)、堺市、神戸市(27年度)
3～4回	2市	名古屋市(24年度)、北九州市
16回(8カ所で年2回)	1市	新潟市

### 3 参加住民数(1回当たり)

10人～40人	2市	堺市、北九州市
80人以上	4市	新潟市、名古屋市、京都市、神戸市

# 政令市における議会報告会等の実施状況について

## 1 現在、実施している都市

都市名	開始年度	運営主体	実施する際の会の名称	条例、運営に関する申合せ、設置要綱等	実施回数	参加者数				報告会の主な内容
						議員	議会局職員	当局職員	住民等	
新潟市	24年度	広報委員会 (任意組織)	議会報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会基本条例</li> <li>■議会報告会実施要領</li> </ul>	16回(市内8区で年2回実施)	各区6~7人+他区担当の議員が相互支援として2人	1人	-	○1回目:40人、141人、8人、26人、7人、19人、25人、20人の合計286人(ほか傍聴者18人) ○2回目:16人、54人、16人、18人、24人、27人、31人、24人の合計210人(ほか傍聴者18人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■主な事業等、テーマを設定して報告</li> <li>■その他(テーマを設定し、グループワーク形式で意見交換を実施)</li> </ul>
堺市	24年度	議会力向上会議(地方自治法に基づく協議等の場として会議規則に定める会議)	議会報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会基本条例</li> </ul>	1回	31人	14人	-	31人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会改革の取組み</li> <li>■決算審議に関する報告(委員会別)</li> <li>■質疑応答</li> <li>■意見交換会</li> <li>■8月定例会上程議案の審議結果の報告</li> </ul>
北九州市	23年度	決算特別委員会(特別委員会)	議会報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会基本条例</li> <li>■議会報告会について</li> <li>■議会報告会実施細目</li> </ul>	3回(同日実施)	①8人 ②8人 ③8人 ※オブザーバーとしては自由参加	①6人 ②4人 ③7人	-	①約20人 ②約10人 ③約40人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■決算審議に関する報告(委員会別)</li> <li>■質疑応答</li> <li>■意見交換会</li> </ul>

## 2 過去に実施していた都市

名古屋市 ※24年度実施	※22年度は市内5か所で実施	市議会	議会報告会	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会基本条例</li> </ul>	4回(うち1回は同日実施)	①13人 ②13人 ③27人 ④24人	①4人 ②4人 ③5人 ④5人	-	①80人 ②150人 ③90人 ④130人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市議会の仕組みや概要</li> <li>■質疑応答</li> <li>■なごや子ども市会</li> <li>■議員総会</li> </ul>
京都市 ※26年度試行実施	-	市会改革推進委員会(任意組織)	議会報告会	-	1回	54人(うち19人は運営担当)	25人(うち8人は運営担当)	-	124人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市議会の仕組みや概要</li> <li>■議会改革の取組み</li> <li>■質疑応答</li> </ul>
神戸市 ※27年度試行実施	-	未来都市創造に関する特別委員会(特別委員会)	市民報告会	-	1回	15人(ほか議長含め議員32名が傍聴)	-	-	190人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■主な事業等、テーマを設定して報告</li> <li>■質疑応答</li> <li>■その他(委員会が招致した参考人によるパネルディスカッション)</li> </ul>

検討項目「請願・陳情審査の結論のあり方」に関する提案趣旨  
(民進みらい)

本市議会へ提出される請願・陳情については、委員会において時間をかけて慎重に審査を行っているところであるが、議会運営の効率化の観点から、一定のルールに基づき、請願・陳情審査の結論のあり方について検討するべきではないかと考える。

# 政令指定都市における請願・陳情審査の結論のあり方

平成 29 年 5 月現在

## 1 請願審査の結論

採択／ 不採択	1 2 市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、浜松市、京都市、堺市、広島市、福岡市、熊本市
採択／ 趣旨採択／ 不採択	2 市	岡山市、川崎市
採択／ 一部採択／ 不採択	2 市	横浜市、静岡市
上記以外	4 市	名古屋市（採択／不採択／審査打切） 大阪市（採択／趣旨採択／不採択／一事不再議／審査不要） 神戸市（採択／趣旨採択／一部採択／不採択） 北九州市（採択／一部採択／不採択／一部不採択）

## 2 陳情審査の有無

すべて審査 する	4 市	札幌市、名古屋市、京都市、北九州市
原則審査 する	1 1 市	千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、 大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市 川崎市
原則審査 しない	1 市	横浜市
すべて審査 しない	4 市	仙台市、さいたま市、福岡市、熊本市

## 3 陳情審査の結論

採択／ 不採択	6 市	札幌市、千葉市、相模原市、新潟市、浜松市、 広島市
採択／ 趣旨採択／ 不採択	2 市	岡山市、川崎市
上記以外	6 市	横浜市（趣旨に沿う／趣旨に沿い難い） 静岡市（採択／一部採択／不採択／文章表現的な結論） 名古屋市（採択／不採択／審査打切／聞きおく） 大阪市（採択／趣旨採択／不採択／一事不再議／審査不要） 神戸市（採択／趣旨採択／一部採択／不採択／審査打切） 北九州市（採択／一部採択／不採択／一部不採択）

○政令指定都市での請願・陳情審査の結論のあり方一覧

	請願		陳情		
	審査の結論	審査の有無	通常	例外	審査の結論
札幌市	採択／不採択	◎	委員会付託し審査する		採択／不採択
仙台市	採択／不採択	×	委員会で審査しない (写しを各会派に参考として送付し回覧処理する。)		
さいたま市	採択／不採択	×	委員会で審査しない (陳情文書表を議場に配付し、議会報告のみ行う。)		
千葉市	採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・個人の秘密を暴露するもの ・訴訟係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵す恐れのあるもの ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの ・市外から郵送・提出されたもの(近隣市等の住民から提出・郵送された陳情で、願意が本市に関わる内容であると議長が認めたものを除く。) ・委員会付託になじまないと議長が認めたもの	採択／不採択
横浜市	採択／一部採択／不採択	△	委員会で審査しない (行政要望等については委員会付託せず、当局回答を求める。)	【委員会付託し審査するもの】 ・機関意思の決定(意見書や決議の提出)を求めるもの	趣旨に沿う／趣旨に沿い難い
相模原市	採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・市外の者からの郵送による陳情は、参考資料として写しを全議員に配付するのみ	採択／不採択
新潟市	採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの(議会運営委員会への報告にとどめる。) ※議会意思の決定した同趣旨の陳情は、その都度議運で付託するかどうか協議する。 ※個人、団体等を誹謗、中傷し、名誉を毀損または信用を失墜させるおそれがある陳情は、議運開会前日までに議運の議題とするかどうか、その都度協議する。	採択／不採択
静岡市	採択／一部採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・議会運営委員会において委員会付託することが適当でないと判断されたもの ・1年以内に提出されたものと同趣旨の陳情(議会への要望書として取り扱う。)	採択／一部採択／不採択／ 文章表現的な結論
浜松市	採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・委員会付託することが適当でないと判断されたもの (各会派へ写しを送付する。)	採択／不採択
名古屋市	採択／不採択／審査打切	◎	委員会付託し審査する		採択／不採択／審査打切／ 聞きおく
京都市	採択／不採択	◎	委員会付託し審査する (審査するが結論を出さない。)		
大阪市	採択／趣旨採択／不採択 ／一事不再議／審査不要	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・提出者の住所が市外で郵送によるもの ・違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・公益上の必要がなく、個人の秘密を暴露するもの ・著しく個人、団体等を誹謗・中傷し、そのものの名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの ・訴訟係属中の裁判に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの ・願意が明確に記載されていないもの ・その他議長が委員会審査になじまないと認めたもの	採択／趣旨採択／不採択／ 一事不再議／審査不要
堺市	採択／不採択	○	委員会付託し審査する (審査するが結論を出さない。当局への要望としての取扱いとしている。)	【委員会付託しないもの】 ・決議要請に基づく陳情については、委員会で審査は行わない	
神戸市	採択／趣旨採択／一部採択 ／不採択	○	委員会へ送付し審査する	【委員会付託しないもの】 ・本市に住所を有しない者の郵便又はこれに類する方法により提出されたもの (要望書として取り扱う。)	採択／趣旨採択／一部採択 ／不採択／審査打切
岡山市	採択／趣旨採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・基本的人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの ・個人の秘密を暴露するもの ・訴訟係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの ・市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの ・次に掲げる者以外から郵送されたもの * 市内在住・在勤・在学の個人、市内に事業所等を有する法人 (関係委員会に写しを配付する。)	採択／趣旨採択／不採択
広島市	採択／不採択	○	委員会付託し審査する	【委員会付託しないもの】 ・郵送により提出されたもの ・代表者が市外のもの ・内容が市の所管外のもの ・決議・意見書の提出を求めるもの ・議会に直接関係する内容のもの ・委員会付託の希望がないもの	採択／不採択
北九州市	採択／一部採択／不採択 ／一部不採択	◎	委員会付託し審査する		採択／一部採択／不採択 ／一部不採択
福岡市	採択／不採択	×	委員会で審査しない (委員会への送付のみ)		
熊本市	採択／不採択	×	委員会で審査しない (委員会への送付のみ)		
川崎市	採択／趣旨採択／不採択	○	委員会付託し審査する	(「陳情の取り扱いについて」のとおり)	採択／趣旨採択／不採択

文章表現的な結論の例：  
「願意には沿い難いが、施設の建設に当たっては近隣住民と丁寧調整することを当局に要望する」との結論

審査打切：  
願意が満たされること、または満たされないことが確定した請願・陳情について審査を終了する  
聞きおく：  
意見を承ったと確認し審査を終了する

一事不再議：  
関連する議案が先に結論が出た場合、一括で審査していた請願・陳情について審査を終了する  
審査不要：  
願意が既に満たされること、または満たされないことが確定した請願・陳情について審査を終了する

審査打切：  
願意が既に満たされること、または満たされないことが確定した請願・陳情について審査を終了する

◎…すべて委員会付託する  
○…原則として委員会付託し審査するが、例外的に審査しない場合あり  
△…原則として委員会付託し審査しないが、例外的に審査する場合あり  
×…すべて委員会付託しない

## 検討項目「請願・陳情の意見陳述の機会の付与」に関する

### 提案趣旨（共産党）

本市議会において、より民主的な議会運営を実現していくため、他都市での実施状況を参考に、発言時間に一定のルールを設けるなどした上で、請願・陳情提出者から、提出に至った経緯や思いなどを直接聴取することが可能な、意見陳述の機会を設けるべきである。

# 議会運営検討協議会第6回報告書（抜粋）

## 【請願・陳情提出者に対する委員会における意見陳述の機会の付与】

### 1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行い、議論を重ねたが、委員から、請願者の趣旨説明を実施すべきとの意見、実施の必要はないとの意見、既存の制度（参考人制度及び請願紹介議員の趣旨説明制度）を活用すべきとの意見等があり、協議会として意見の一致に至らなかったため、各委員の意見をもって協議会の報告に代える。

# 政令指定都市における請願・陳情の意見陳述の状況

平成 29 年 5 月現在

## 1 請願・陳情提出者による意見陳述等の有無

あり	12市	札幌市、千葉市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
なし	8市	仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、京都市、大阪市、岡山市、川崎市

## 2 意見陳述等の名称

趣旨説明	4市	札幌市、新潟市、静岡市、広島市
主旨説明	1市	熊本市
口頭陳情	3市	名古屋市、北九州市、福岡市
口頭陳述	2市	浜松市、神戸市
意見陳述	2市	千葉市、堺市

## 3 実施時期

委員会外で実施	開会前	2市	浜松市、熊本市
	開会前又は休憩中	3市	名古屋市、北九州市、福岡市
	休憩中	2市	札幌市、千葉市
	*委員会協議会で実施	1市	新潟市
で委員会実施	委員会審査の冒頭	4市	静岡市、堺市、神戸市、広島市

\*委員会協議会…委員会の委員が、正規の委員会招集手続きを経ることなく議会閉会中や休会中及び休憩中に集合し、所管に係る事項その他の問題について協議する事実上の会議のことをいう。

#### 4 実施要件

提出者が希望するとき	8市	札幌市、千葉市、静岡市、名古屋市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
委員会が必要と認めるとき、 又は提出者が希望するとき	2市	新潟市、神戸市
提出者が希望し、所管の委員会協議会において過半数が同意したとき	1市	浜松市
提出者が希望し、かつ委員会で許可・不許可をあらかじめ決定した上で実施	1市	堺市

#### 5 委員会記録への掲載

掲載する	5市	新潟市、静岡市、堺市、神戸市、広島市
掲載しない	7市	札幌市、千葉市、浜松市、名古屋市、北九州市、福岡市、熊本市

請願・陳情提出者意見陳述等の状況

	受理件数 (平成28年)		意見陳述等 の有無		名称	実施時期	実施要件	委員会記録 への掲載
	請願	陳情	請願	陳情				
札幌市	1	228	○	○	趣旨説明	委員会の休憩中	提出者が希望するとき	×
仙台市	5	13	×	×	-	-	-	-
さいたま市	55	49	×	×	-	-	-	-
千葉市	7	30	○	○	意見陳述	委員会の休憩中	提出者が希望するとき	×
横浜市	31	72	×	×	-	-	-	-
相模原市	0	29	×	×	-	-	-	-
新潟市	5	83	○	○	趣旨説明	委員協議会で実施	委員会が必要と認めるとき、又は提出者が希望するとき	○
静岡市	4	4	○	○	趣旨説明	委員会審査の冒頭	提出者が希望するとき	○
浜松市	2	13	○	○	口頭陳述	委員会の開会前	提出者が希望し、所管の委員会委員協議会において過半数が同意したとき	×
名古屋市	25	24	○	○	口頭陳情	委員会の開会前又は休憩中	提出者が希望するとき	×
京都市	14	37	×	×	-	-	-	-
大阪市	5	122	×	×	-	-	-	-
堺市	2	77	×	○	意見陳述	委員会審査の冒頭	提出者が希望し、かつ委員会です許可・不許可をあらかじめ決定した上で実施	○
神戸市	5	72	○	○	口頭陳述	委員会審査の冒頭	委員会が必要と認めるとき、又は提出者が希望するとき	○
岡山市	0	30	×	×	-	-	-	-
広島市	14	70	○	×	趣旨説明	委員会審査の冒頭	提出者が希望するとき	○
北九州市	4	49	○	○	口頭陳情	委員会の開会前又は休憩中	提出者が希望するとき	×
福岡市	35	12	○	×	口頭陳情	委員会の開会前又は休憩中	提出者が希望するとき	×
熊本市	2	48	○	○	主旨説明	委員会の開会前	提出者が希望するとき	×
川崎市	13	30	×	×	-	-	-	-